

令和5年度 事業計画

<まえがき>

新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外への影響は、令和5年に入りようやく落ち着きを見せ始めているが、経済活動に目を向けると大半の業態においては未だ回復途上である。

また、昨年2月から始まったロシアによるウクライナ侵攻は未だ解決の出口も見えず、世界的なエネルギー資源の高騰は、われわれ地域建設業においても収益面で悪影響を及ぼしている。

一方、近年の気候変動に伴い増加している大規模自然災害は、全国各地に於いて水害や土砂災害が頻発している。幸いにして和歌山県内では昨年度より甚大な被害は発生していないが、将来に起こり得る南海トラフ大地震に備えなくてはならない。

地域建設業は地域の社会・経済活動を支え、人々が安全・安心に暮らせる社会基盤づくりの主役を担う産業として、地域の雇用や経済活動を支えるとともに、災害が発生した際はその最前線で対応にあたる「地域の守り手」として極めて重要な社会的役割を長年にわたり果たしてきた。

政府が進める「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」に基づき、地域の人々が豊かで持続可能な生活を営むために必要な社会資本の整備を着実に推進し、建設投資による内需の拡大と雇用の創出を図ることが不可欠である。

また、担い手不足に対応するためにも、DXを活用し生産性向上を図り、週休二日制導入や時間外労働削減により、若年者が憧れを抱く建設業に変身することが求められている。会員皆様のご理解のもと、建設業が抱える多様な課題解決に繋がるよう、以下の事業を継続的に実施していくこととする。

1. 公共事業の安定的・持続的な予算確保とその円滑な施工

1) 公共事業予算の安定的・持続的な確保と国土強靱化の推進

令和5年度の政府予算では公共事業費に前年比プラス予算の約6兆600億円が確保され、令和4年度二次補正予算においても「防災・減災、国土強靱化5カ年加速化対策」等で約2兆円の公共事業費予算が確保されており、全体でも前年度並みの公共事業費予算となっている。

地方建設業においては大規模災害から県民の生命と財産を守り、県民が安全に安心して暮らせるという社会的使命を果たすためにも、将来にわたり安定した経営基盤を確立することが不可欠である。

各地区協会・組合と連携し、あらゆる機会を捉えて政府、あるいは国土交通省や和歌山県等の行政機関に対して公共事業の安定的、持続的な予算確保、また地元業者が受注できる機会を増やすことが出来るような提言、要望を行う。

また地元の景気動向、地元建設業界の状況を踏まえ、発注方法や追加的予算措置に対して、適切に要望を行っていく。

2) 公共事業の円滑な施工

防災・減災等の強靱化推進、地域経済のコロナ禍からの回復や政府が唱える「成長と分配の好循環」に向け、次年度以降も継続的に公共事業予算を確保するため、事業を円滑に施工することが求められている。

地域ごとに受発注者間のタイムリーな意見交換を推進し、不要な不調不落の発生を抑制し、円滑な施工を推進する。

また複数年にまたがる事業を可能とするため、「事業加速円滑化国債」を活用した事業執行についても的確な情報発信を行う。

3) 建設資材高騰への対応

近年の円安、原油高に加え、ロシアによるウクライナ侵攻という地政学リスクも重なり、建設資材が急激に高騰し、われわれ地域建設業の健全な経営を脅かしている。引き続きスライド条項の円滑な運用、積算資料の単価にタイムラグが発生しないよう実勢価格を速やかに反映させる等、受注者の責によらない負担を無くすよう要望して行く。

2. 担い手確保と働き方改革

1) 処遇改善に向けた取組の推進

建設業における担い手確保・育成のためには、他業界に引けを取らない処遇改善が不可欠であり、以下の取組を継続して行く。

① 賃上げへ対応

建設技能者の賃上げ、設計労務単価の引き上げに繋げるよう、政府・関係機関に対して要望・提言を継続して行く。

また、現場技術者ならびに他の従事者の賃金引上げのため、積算基準における現場管理費及び一般管理費の引き上げについても提言・要望を継続する。

一方、「賃上げ実施企業の総合評価加点制度」についても、タイムリーな情報発信を心掛け、問題点等を必要に応じて関係機関に対し、提言・要望を行う。

② 建設キャリアアップシステム（CCUS）普及促進の取組

将来にわたって建設業の担い手を確保し、技能者の育成ならびに継続雇用を図るため、監督官庁においてはCCUS活用を強力に推進している。特に令和5年1月に施工された経審改正により令和5年8月14日以降に終了する事業年度から、元請業者はCCUSの利用状況により加点措置が

実施される。事務局としても会員企業の受注確保のためCCUS普及推進に向け、情報発信等の側面支援を継続する。

2) 働き方改革等の着実な進展に向けた取組の推進

建設業における時間外労働の罰則付き上限規制の適用を来年（令和6年）に控え、働き方改革の一層の促進に向けた取組を推進する。

① 週休2日+360時間（2+360運動）の推進

経営トップの意識改革に向けて、既に週休二日制（4週8休）を導入している企業の好事例等の情報提供を実施する

一方で週休二日制の導入に向けては地方自治体等の発注者における理解と協力が不可欠であり、引き続き工事発注や施工時期の平準化、債務負担行為等の活用により適切な工期設定など、環境整備を提言していく。

また、労働時間の短縮を図り職場環境を改善するには生産性向上による業務効率化が不可欠であり、建設業におけるデジタル化推進に関する情報を会員企業に対して継続的に提供する。

② 外国人就労への対応

令和4年4月から実施されている特定分野の特定技能に係る業務区分の再編等を周知し、会員企業において特定外国人の就労が円滑に進むように取り組む。

③ 女性の定着促進に向けた環境整備

女性入職者の拡大に向け、快適トイレや女性ロッカー等のハード面の整備推進に加え、産休育休取得、職場復帰時の受け入れ態勢整備等、ソフト面での充実も周知していく。

また、新たに発足した「女性部会」においても若手女性職員の定着率向上に向け、側面支援を行っていく。

3) 労働災害防止対策の推進

墜落・転落災害等の労働災害発生抑制に向け、発注者である行政機関とも連携し、安全意識の向上及び衛生管理体制の充実を図るため、情報提供を継続して行く。

3. 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組

1) 新・担い手三法の適切な運用への対応

新・担い手三法の適切な運用のため、受発注者における運用状況を的確に把握し、関係機関に加えて、会員企業に対しても適宜情報提供を行なう。

また、改正品確法について、国はもとより市町村まで含む地方公共団体における資機材等の実勢価格を的確に反映した予定価格の設定、適切な設計変更、速やかな繰越手続や施工時期の平準

化取り組みなど運用実態の把握につとめ、関係機関に対する具体的な提言・要望を行う。

2) 建設生産システムの高度化に向けた取組

① 建設生産システム・入札契約制度に関する諸問題への対応

令和4年から始まっている「賃上げ実施企業を加点する総合評価方式」や「事業加速円滑化国債」など、新たな入札契約に係る施策について会員企業に対し、タイムリーな情報提供を行なう。

② 生産性向上

国の施策により建設業においてもDXやi-Constructionの取組が加速する中、地方建設業でも活用できる生産性向上策に関する最新情報の収集に務め、会員企業に対して適宜情報提供を行なう。特にICT施工については会員企業が取り組みやすい環境が整備されるよう、人材育成や設備投資等の課題解決に向け、関係機関に対し提言・要望を行う。

さらに、建設業における最先端技術について、「新3K（給料が高く・休暇が取れて・希望が持てる）+K（カッコいい）」の重点的アピールポイントとして、担い手確保の場面での活用を検討、実施する。

③ 建設技術者の技術力向上

建設技術者の技術力向上のため、施工現場における生産性や品質向上、安全性確保に関する様々な工夫・改善事例を、ホームページ等を通じて会員企業に対し情報提供を行なう。

また和歌山県土木施工管理技士会とも連携し、オンラインセミナーやeラーニングを通じて技術力の向上を図る。

3) 会員企業の経営改善に資する諸施策の強化

① 税制・金融等を活用した経営改善のための取組

令和5年10月に導入が予定されているインボイス制度など、新しい施策の動向について情報収集し、タイムリーに情報提供を行なう。

また事業承継に関しても各種支援施策の情報収集を行う一方、会員企業のニーズに応じて関係機関や専門家等の情報提供を行なう。

② デジタル化への対応

政府が進めるDXの動きに的確に対応するため、各種法令や要領等の手続き、請負契約や共済制度などの電子化に関する情報収集に務め、適宜、情報提供を行なう。併せてIT補助金等の実効性の高い制度についても情報発信を行っていく。

一方、事務局レベルにおいてもペーパーレス化等、身近な業務からデジタル化を進める。

4. 建設業における社会的責任への取組

1) 災害対応に係る諸問題への取組

大規模災害発生時に役割を果たすことが出来るよう、関係行政機関や各地区協会・組合との連絡体制の点検・強化に努める。

また、地域建設企業における事業継続計画（BCP）の策定・見直しについても情報提供につとめ、自然災害の「不可抗力」による生じた工事目的物損害額の受注者負担撤廃について提言・要望を行う。

2) SDGs 経営への取組

地域建設業は地域とともに発展していく産業であり、持続可能な地域社会を構築するため、会員企業も中長期的に安定した事業経営が求められている。

業界や企業のイメージアップのためにも、全建が策定している「地域建設業SDGs経営指針」等の情報発信を継続し、理解促進と意識醸成を図る。

3) CSR推進とコンプライアンス徹底、及び社会貢献活動推進

地域建設業として社会的責任を果たしつつ、地域社会へ貢献するため「建設企業（団体）行動憲章」に基づく企業経営を周知する一方、地域や団体、企業における社会貢献活動についても情報発信を行い、活動の拡大を推進する。

5. 業界PR活動の推進

1) 建設業の魅力発信

行政や関係機関と連携し、建設業が担う役割や魅力等を学生、子供をはじめ地域住民に対して広く情報発信を実施し、次代を担う若手入職者の確保に繋げたい。

特に災害発生時の復旧支援活動については、「地域の守り手」として最前線で地域住民の安全・安心の確保を担う地域建設業の使命でもあり、広く地域に周知する。

青年部会によるYoutube等による情報発信に加え、女性部会による女性ならではの視点で建設業をPRして行く。

2) 学校等との連携推進

若手入職者の確保に向け、学校関係者との連携は不可欠である。現在実施中の資格取得支援に加えて、現場見学だけでなくDX等、進化する建設業に関心を持っていただくよう、協会としても積極的に関与、支援して行く。また各地区において実施されている小中学校向けの現場見学会等につ

いても側面支援を積極的に行っていく。

3) 情報発信の継続

ホームページやSNSの活用に加えて、地元マスコミとも連携し、業界PRに繋がる情報を継続的に発信する。

6. その他の事業・行事の開催

1) 表彰事業

- ①全国建設業協会会長表彰（功労者・優良従業員）
- ②本会会長表彰（功労者・優良従業員）

2) 会議事業

- ①通常総会（1回）、臨時総会（随時）
- ②正副会長会議（随時）
- ③理事会（随時）
- ④各地区協会長（支部長）会議（随時）
- ⑤各地区協会事務局長会議（随時）
- ⑥全国建設業協会会議
- ⑦諸官庁との連絡会議
- ⑧建設関係諸団体との連絡懇談会
- ⑨全国労働問題連絡協議会